

Sell, Susan K. (2003), *Private Power, Public Law: The Globalization of Intellectual Property Rights**

尾崎俊哉**

I はじめに

1995年、GATT体制が発展的に解消してWTO体制が成立した。GATT体制は、戦後の国際ビジネスの興隆を支えるインフラとして、多国間で関税を低減させ、財の貿易の自由化を促進してきた。第2次世界大戦後に発足したGATT体制は、20世紀初頭にピークに達した経済のグローバル化が、保護主義と報復関税の応酬のなかで簡単に崩壊し、第2次世界大戦の到来へと至ったことの反省から、関税や輸入割当といった水際の貿易障壁を多国間が共同で低減させることに主眼がおかれた。それまで数世紀にわたり続いたヨーロッパ型の二国間条約のネットワークに代え、より自由な貿易をめざす多国間レジームを発足させ、戦後の国境を越えた財の取引の拡大に大きな貢献をしてきたのである。

しかし1980年代に入り、欧米の多国籍企業を中心に、GATT体制の機能不全が問題視され始めた。貿易自由化の手段は、もっぱら関税や輸出入割当などの水際政策の低減であり、いく度にも及ぶラウンド交渉によって関税を下げた後に残った国内の各種の非関税障壁については無力であった。また、国家間で貿易上の紛争がおこっても、GATTの紛争仲裁メカニズムは効果が限定的であった。さらには、日本を始めとした新しい競争相手国の台頭に追い立てられる中で、サービス貿易や直接投資、そして知的所有権の保護という、それまでのGATT体制の対象外の分野に、国際

的なルールを樹立することなしには、自分たちの競争優位をグローバルに確立し、それをもって国際ビジネスを一層拡大することは望めないという認識が、欧米企業の中に広がったからである。この点をめぐる国際経営上の意味は、国際ビジネスをめぐる重要なルールや枠組みは、「お上」がよきに計らうものでも、いつのまにか自然にできあがるものでもなく、多くのステークホルダーが様々な意図や目的をもって積極的にルールの形成と変更に関与するなかで形成されるものであり、その中でも特に多国籍企業の戦略的な働きかけの占める役割はことのほか大きい、というものである。この点こそ、セルが本書で具体的に描き、分析する点でもある。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、10年にもおよぶ長丁場を経て、WTOの成立に至る。同体制によって、金融や情報通信を含むサービス貿易の自由化や、投資の自由化、非関税障壁の低減など、経済活動の幅広い分野で、水際の自由化だけでなく、国内の諸規制の緩和、撤廃や標準化、共通化を多国間で取り組むためのメカニズムとして機能し、その後のビジネスのグローバル化に強力なバックボーンを提供している。このWTO体制に至る過程について、改めて考えを馳せてみると、多くの疑問が湧く。たとえばだれがどのようにして、それまでのGATTでは対象とされなかった「新分野」を定義し、その必要性を認めたのか。サービスや直接投資を含む投資の国際展開を従来の貿易の延長で考えることが妥当なのか。そして、なぜ知的所有権の国際的な保護を貿易の自由化と一体的に結び付けることができるのか。

* Published by Cambridge : Cambridge University Press, 2003. 240 pp.

** おざき としや 立教大学経営学部教授

セルによる本書は、これらの間いの中でも、特に新分野、わけても知的所有権の国際的な保護と貿易の自由化の一体化に注目し、WTOのTRIPS協定（知的所有権の貿易関連協定）の成立と変遷に、だが、どのような利害、ビジョン、目的をもち、どう関わってきたのかについて考察する。セルはその答えを、米国の一握りの多国籍企業の構想力と行動力に見出す。薬品、娯楽、ソフトウェア産業を代表する12名の多国籍企業経営者が、国際ビジネスに関する全く新しい時代を切り開くことになったという¹。

しかし本書の意義は、国際ビジネスルールの立案能力が政府から企業に移っていることを明らかにするだけで終わらない。市場の「見えざる手」は、社会の構造と、そのメンバーである行為主体の関係性のなかに制度が存在すること、その関係性は、相互に説明変数と被説明変数とにその役割を変えるなかで、制度の変更をもたらしていること、を明らかにする。このような分析の視点を提示することで、利得関数の形成と変更、そして制度の進化や変遷への考察を、単なる物語を語るのではなく、社会科学的に分析し再構築することが可能であることを示してみせるのである。

II 構成

前節で明らかにしたように、本書は、国際政治経済学の立場から、知的所有権をめぐる利得・効用の社会構築過程（social construction process）を考察した研究である。著者はスーザン・セル（Susan Sell）で、1989年にカリフォルニア大学バークレイ校でPhDを取得し、クレアモント大学院の助教授を経て、現在、ジョージ・ワシントン大学で国際関係論の教授を務めている。本書は2003年にケンブリッジ大学出版会の「国際研究シリーズ」の第88番目の著作として刊行された。2007年には、中国語の翻訳が人民大学出版会から刊行されている。構成は次の7つの章と文献リスト、索引からなる。

- I. Introduction（はじめに）
- II. Structure, Agents, and Institutions（構造、主体、制度）
- III. U.S. Intellectual Property Rights in

Historical Perspective（米国の知的所有権についての歴史的概観）

IV. The Domestic Origins of a Trade-based Approach to Intellectual Property（知的所有権をめぐる貿易関連アプローチの国内的起源）

V. The Intellectual Property Committee and Transnational Mobilization（知財委員会と国境を越えた展開）

VI. Life After TRIPS: Aggression and Opposition（TRIPSのその後：更なる強化と反対の動き）

VII. Conclusion: Structured Agency Revisited（結論：構造化された主体について、あらためて考察する）

第1章（Introduction）では、アメリカの知識集約型の多国籍企業12社の最高経営責任社（CEO）によって組織されたIPC（Intellectual Property Committee）というグループの誕生と活動にスポットライトをあてる。その動きを従来の理論的枠組みでは十分に説明できないことを明らかにしたうえで、構造（Structure）と主体（Agent）との関係性の中に制度が存在し、変遷するという考えを、形態形成論（Morphogenetic Approach）を導入しながら示唆してみせる。

第2章では、形態形成論をTRIPS協定の成立と変遷の過程に実際にあてはめ、同協定がビジネスのグローバル化をどう促し、構造と主体との関係性にどのような影響を与えてきたかを、2つの段階で明らかにする。第1段階は、TRIPS協定が成立するまでの国際ビジネスをとりまく構造と、そのような市場構造によって利得効用が規定されていた多国籍企業が、所与の市場構造の中での利得の最大化とともに市場構造の変化に基づく新たな利得の可能性について構想し、その構想に基づいて実際に行動する過程である。第2段階は、その結果として誕生したWTO体制のもとで、WTO以前とは全く異なる利得パターンが定義され、その中で、WTOのもとで樹立されたルールの変更を求める新しい動きが始まる過程である。

第3章と第4章は、米国における知的所有権の確立と発展、その国際化について紹介している。第3章は、国内法制度をめぐる歴史的経緯を扱う中で、米国における知財政策の変遷を追い、知的所有権についての社会的なコンセンサスが時代と

ともにかわってきたことを明らかにする。次章では米国企業の多国籍化、そして海外における競争の激化、わけても日本をはじめとする新興国との競争の中で、米国の競争力をめぐる危機意識の中から、知的所有権の保護の強化を国際的に展開する必要性が生まれ、これが通商法 301 条の中に組み込まれていくプロセスとにスポットをあてて紹介している。

第 5 章は、ウルグアイ・ラウンド交渉のなかで、どのようにして TRIPS が取り上げられ、合意に至ったかを、米・欧・日の多国籍企業が国境を越えてコンセンサスを形成し、1994 年の協定合意に至る交渉を分析している。第 6 章は、WTO 体制が発足し、TRIPS 協定が発効してからの動きを分析している。欧米の多国籍企業は、最終合意の何に満足し、何に不満だったか。他方で、TRIPS 協定の発効とともに、どのような新たなステイクホルダーが出現し、TRIPS によって実現した保護の水準に異議申し立てを始めたか。知的所有権の保護対象の範囲の広がり、タイやサハラ以南諸国、ラテンアメリカで AIDS 治療薬が入手困難となった問題で、当事国のみならず先進諸国を巻き込んだ活発な知的所有権保護への反対運動の広がり、知的所有権を、より広い社会的な文脈のなかで捉えなおす動きが始まった一連の動きを、形態形成論を適用することで、一定の必然性をもった帰結と示す。

最終章は、ウルグアイ・ラウンドの新分野（投資、サービス貿易、金融）の成立をあらためて概観し、その成立における民間部門の力について比較分析を行う。TRIPS、FSA（金融サービス協定）のどちらも、欧米の多国籍企業側が少なからぬ果実を勝ち取ったことが明らかにされる。この章ではまた、構造と行為主体との関係性の中に制度が存在するとともに、その制度を介して構造が行為主体の効用関数の形成に寄与する一方で、行為主体が利得の変更を求め、制度の変更を介してあらたな構造を構築するという形態形成論の社会科学上の意義について、改めて検討するとともに、政策上の含意についても示唆を導いている。

GATT 体制がウルグアイ・ラウンドを経て WTO 体制に移行、発展するプロセスや、新体制の詳細を経済学、政治学の立場から分析した研究は、内外でそれこそ無数に存在する。そこからあ

えて代表的なものを取り上げるとすれば、日本の研究者の手によるものでは、小宮（1990）や佐々波・中北（1997）、海外の研究者によるものとしては、内部の事情に詳しい実践的学者によるものとして、Preeg（1995）や、Krueger and Aturupane（1998）、また幅広い分野からの多角的な考察としては、Hoekman and Kostecki（2000）などがすぐに思いつく。さらには、WTO 体制がどこまで新たな分野を取り組もうとしているのか、取り組むべきなのか、という問題に意欲的に向かい合った研究としては、小寺（2003）などがある。これらに加えて、紛争解決メカニズムや農業分野から、発展途上国の開発まで、さまざまな側面にスポットをあてた研究がある。その中で、本書はどのような位置を占め、意義を持つといえようか。以下において、本書への書評を、国際ビジネス環境の考察という観点から行い、これらの問いについて評者の考えを提起してみたい。

Ⅲ 市場の「見えざる手」はだれが作るのか

欧米の大学の経営学部や経営管理大学院（ビジネススクール）で使う国際経営の教科書の多くは、その冒頭の何章かを割いて国際経営環境の分析を行う。各国が互いにかに異なったものかについて、文化や言語、宗教から政治や社会まで幅広く紹介し、学際的な分析枠組と分析に必要な変数について学ぶ。その上で、これらの異なる市場を結ぶ国際ビジネスのルールについて考察する。リカルドやヘクシャー・オリン・サミュエルソンの貿易理論も、国際ビジネスを理解するうえで重要な分析枠組みとして、これらの章の前後に配してある²。

フリードマン（2006）が『フラット化する世界』で描く世界では、ビジネスのグローバル化によって各国の市場が 1 つになろうとしている。水際の貿易障壁の低減、規制緩和の世界的規模での実現、そして技術の革新で、それまで国境で隔てられ、保護されてきた市場経済が急速にグローバルに統合されてきているという。しかし各国の違いについて、政治学、経済学、社会学、比較文化論などの各分野の枠組みを使いながら学ぶことから明らかになるのは、グローバル化が進む今日において

も、市場は各国ごとに異なり、それぞれの市場ごとに独特の「見えざる手」や「見える手」が働いている、ということである。さらには「見えざる手」は、歴史的、経路依存的に構成されていることもあれば、政治的、社会的に作り出されることもある、そして企業もその構築に重要なステイクホルダーとして大きく関与している、という点についても学ぶ。さらには、これらの異なる市場を結び付けるための国際ビジネスのルールづくりにおいても、同様のことがいえるという点にも洞察を向ける。

ちなみに、我が国で出版されている国際ビジネスの教科書でも、GATT・WTO体制とはどのようなものか、などについては紹介されているものが多い。しかしながら、政治学、経済学、社会学、比較文化論などの各分野を通して詳細に各国の市場をとりまく背景を考察し、国の違いについて考え、各国の市場や、それらを結ぶ国際ビジネスのルールに働く「見える手」や「見えざる手」について分析しているものは稀である。

セルの本書は、国際ビジネスにおいて、知的所有権のルールを整備する必要性を強く認識したごく一握りの米国の多国籍企業の経営者が、欧州と日本の多国籍企業に働きかけ、各国政府を動かして、それまでになかった多国間ルールを構築していった過程を生々しく描き出している。国際的なビジネスのルールが、驚くほど限られた企業経営者によって構想され、実現する。そもそも知的所有権は、所有権の一部として、財やサービスを交換する市場の成立の大前提となるものである。一般に経済学の想定する完全競争市場は、多数の参加者(売り手および買い手)が、財と価格について完全な情報を持ち、市場への参入も退出も自由にできる条件のもとで同じ財を取り引きする際に成立すると言われている。そのような市場では、いわゆる「見えざる手」のおかげで需用と供給が均衡し、均衡価格のもとで、資源が最適に配分される。しかしそもそも市場が成立するためには、私有財産を認め、その自発的な交換を認める一連のルールの成立が必要であり、さらにはそのようなルールを市場参加者が共有するとともに、ルールを破られにくくする執行や制裁の手立てが不可欠である。知的財産権も、通常の私有財産権と同様に保護することができて初めて、財の発明や改良を行うイ

ンセンティブが市場経済のもとで確立するとともに、著作物、演奏(著作隣接物)、意匠や商標など、よりアイデアそのものに近いものも市場で取り引きできるようになる。

しかし財をめぐる財産権と知的所有権とでは、その定義に始まり、保護の方法や期間、違反の摘発や制裁手段などをめぐり、各国で大きな違いがある。その一因は、知的所有権の保護と利用について、各国のニーズが大きく異なることがある。19世紀、産業革命の進展する欧州各国で、知的所有権の保護が法制度の整備によって進められる中、各国の法制度の違いが大きな問題となる。そこから、工業所有権の保護に関するパリ条約(対象に特許、商標、工業デザインを含む)と著作権を対象とするベルヌ条約の2つの国際協定が19世紀末に相次いで締結され、知的所有権保護のその後の国際的なルールの土台を作った。しかしいずれも、セルが指摘するように、各国の国内法から共通の要素をとり出した、いわば各国の取組みについての「国際的なコンセンサス」を文書化したものだったのである³。

それに対して、WTO体制のもとに組み込まれたTRIPS協定は、知的所有権の国際的な保護を、各国の知的所有権保護に関する法律を共通化、標準化することではなく、貿易の自由化に関する法律や政策を多国間で統一することを通して実現するという、それまでのアプローチとは全く異なる、新しい手法であった。このような予想外の手法が用いられた理由を、セルは次のように明らかにする。すなわちIPCは、知的所有権の国際的な保護の強化を、そのまま正面から主張しても、実現が困難ななか、米国の「産業競争力」の議論と結びつけ、競争力強化の手段として、貿易の自由化と結びつけるという「搦め手」の議論が、政治的に受け入れられやすかった、というものである。その後、IPCは、ヨーロッパと日本の多国籍企業を巻き込み、コンセンサスを形成して政府に働きかけ、WTO体制の中に組み入れて実現する。

国際ビジネスのルールが、政府の官僚や議会スタッフではなく、一握りの米国の多国籍企業経営者によって考案され、提起される。TRIPSの成立に至る一連のプロセスを描写する中で、セルは、ビジネスの新しい領域では、多くの場合、市場のルールが未整備であること、新たな市場ルールの

必要性を最初に認め、具体的にどのようなルールが必要かを構想する能力は、企業にあっても政府の政策立案者には無いこと、このようなビジネスの新領域におけるルールの構築においては、専門性が高いだけでなく、当初はステイクホルダーが限られていることから、比較的少数の企業の専門家の影響がきわめて大きいこと、そして多国籍企業は、市場ルールの執行に強制力が必要な場合は政府を介して立法化を求める一方、市場競争のなかでルールが守られる場合は、政府の介入を回避してデファクトの標準化を進めること、などを次々と明らかにする。「見えざる手」の重要な部分は、多国籍企業の戦略の中で構想されていたというのである。

もちろんセルは、欧米の巨大な多国籍企業が、一方的に力をふるっていると言っているわけではない。このようにして出来上がったグローバルな知的所有権保護メカニズムは、その成立とともに市場参加者の利得関数を変え、新しいステイクホルダーを生む。TRIPS 協定についていえば、途上国に AIDS 問題が広がった中で、先進国の NGO と途上国政府の連携という、それまで考えられなかった国際的な社会運動のうねりまで引き起こし、結果的に、TRIPS 協定の依拠する本質的な原則への変更を迫ることになる。もちろん、このような TRIPS 協定の修正自体、多国籍企業に次の戦略を構想させることにつながっている。

IV 本書の意義

本書は、次のような3つの異なる次元で、その意義を認めることができよう。第1は、ウルグアイ・ラウンド交渉から TRIPS 協定の成立、そしてその後の修正に至る流れを、主なプレイヤーの具体的な活動にフォーカスをあてて分かり易く再構築した点である。次に、そこから明らかになる、国際ビジネスにおける「見えざる手、見える手」の意図的な構築や変更の重要性を、ステイクホルダーとその利得関数の形成と変化に立ち入って分析した点がある。これはまた、市場ルールの立案が、これまで考えられてきたような国家の独占的な仕事ではもはやなくなっていること、知識集約型の多国籍企業にとっては、その構想能力の多寡

も企業の競争優位性の一部であることも、明らかにしている。そして最後に、これらの分析を通して、形態形成論の分析枠組みとしての有効性を提起した点である。

冒頭に触れたように、ウルグアイ・ラウンド交渉や WTO 体制に関する研究は、すでに多数が存在している。交渉過程をリアルに再現したものとしては、ジャーナリストやノンフィクションライターの手になるものに、より優れたものがあるかもしれない。しかしここで明らかにしたような、第2、第3の意義が必然的に導かれるようなケースは、従来の研究には無かった。その上で、第2の意義である国際ビジネスにおける「見えざる手、見える手」をめぐる考察については、その意義をさらに2つのポイントに分けて認めることができると考える。

1つは国際ビジネスにおける市場のルールの重要性と、その構築過程について、あらためて考えさせられる点である。先述のように、欧米では、国際ビジネスの教科書においても、市場の違いやその背景要因について詳しく学ぶことができる。それらが依拠する分析枠組みは、比較政治経済学、比較社会学、比較文化論などである。ドーア (2001) や Hall and Soskice (2001) のよく知られた研究を引合いに出すまでもなく、比較社会学や比較政治経済学の分野では、各国の市場制度やそれを支える政治経済構造の相似について、これまでも詳細な研究がおこなわれてきた。さらに近年では経済学の分野でも、North (1990) や青木 (2003) らの制度経済学だけでなく、マクミラン (2003) や Greif (2006) のような主流派のゲーム論の経済学においても、市場を制度や構造として相対化して分析してきた。特にゲーム論を使って精緻に市場を比較分析する青木や Greif などに比べると、セルの分析は厳密さに欠けるという批判は免れない。

しかしセルの分析によって、知識集約型の産業に代表される先端的な産業分野では、市場のルールが整備されていない、あるいは従来型の市場のルールでは、その競争優位性を十分に維持・拡大できない、という点が明らかにされる。同時に、これらの企業の一部は、その競争優位性を確保する戦略の一環として主体的にルール作りに関与する動機と能力を持っていることが明らかにされる。

ゲーム論的なアプローチでは、しばしば見過ごされがちな政治的な意思や意図に基づくゲームへの参加やゲームの変更の背景の動きを詳細に検討している。

2つ目のポイントは、先端的な分野における市場のルールを構想能力が、国家から企業、特に経営資源を豊かに持つ多国籍企業へシフトしていることを、実例を使って雄弁に示していることである。1980年代から90年代にかけて、日本型経営モデルがもてはやされたころ、我が国の政府が「見える手」として積極的に市場に関与する点が注目され、アングロサクソン型の市場メカニズムと対比された。ジョンソン(1982)は、産業政策や行政指導を積極的に行う通産省の、市場における役割を取り上げて、一躍、脚光を浴びた。Wade(1990)は、韓国や台湾など東アジアのNIES(新興工業国)の開発と成長に、日本同様、政府の大きな役割を認めた。

しかしその後、日本経済が失速するとともに経済のグローバル化の進展によって各国の国民経済は国際経済に急速に統合される。ストレンジ(1998)は、このようなビジネスのグローバル化の展開の中で、政府はもはやローカルで部分的な役割しか果たせなくなってきており、民間部門が政府に代わって大きな役割を果たしているという仮説を展開した。セルの議論も、この点においてはストレンジと似ているように見える。しかしセルは次の2点で大きく異なっている。まず、産業のサービス化、高度化、知識集約化と、国際ビジネスにおける市場ルールの構築の担い手との間に、より明確な相関関係を認めている。さらに、より重要な点として、政府の役割が一方的に民間企業によって取って代わるのではなく、それまでのバランスとは異なる新しい官民バランスを構築した上で政府が引き続き重要な役割を果たしている点を明らかにしている。政府は退場するのではなく、時代にあわせて役割を修正し、引き続きその任にあたるというのである。

以上を踏まえた上で、本書の3番目の意義である、形態形成論の分析枠組みとしての有効性について、触れてみたい。形態形成論を応用して、構造と主体との相互関係の中に資本主義の重要な制度の存在を見出すとともに、その変化を考察しようというセルの試みは、一方においてアントニ

オ・グラムシやロバート・コックスによる分析を想起させる⁴。確かにセルは構造主義による説明の限界を指摘しているが、それでもなお、広く社会構造の中に一定のイデオロギーや方向性が埋め込まれ、知的なヘゲモニーが生み出される中で市場を含めた制度が成立しているというグラムシらの国際社会の捉え方は、セルに一定の影響を与えているといえるのではないか。

他方で、アーンスト・ハースらが展開したレジーム論をベースに、その延長線上で議論が展開されていると見ることもできる⁵。多国籍企業の経営者の国境を超えた連携も、途上国政府と先進国NGOとの連帯も、フォーマルな制度ではなく、価値観を共有する専門家が国境を越えて作る認知共同体(epistemic community)の存在の上に、部分的ながら国際社会の形成を認め、従来のような主権国家間の関係を中心にする国際関係の分析では説明のできない、国境を越えた社会的な文脈の中での利得関数の構築を明らかにしているからである。

もちろん、理論的な貢献に関するセルの議論の最大の弱点は、分析枠組みが形態形成論でなければならぬ必然性や、それ以外の分析枠組みの有効性について、先にふれた構造主義の限界に加え、合理的選択アプローチの限界を指摘した以外には、踏み込んで考察していない点である。確かに合理的選択アプローチは、市場制度の違いやその背景についての考察が不十分だけでなく、企業の政策プロセスへの関与を、もっぱらレント・シーキングと結びつけて分析することで、利得の社会性や利得関数の変化について、踏み込んだ分析を行うことができなかった。しかしこれらの点については、たとえば近年の、心理学を取り込んだゲーム理論や、ゲーム理論を進化に応用する複雑系のアプローチなどの有効性についても検討すると、形態形成論の位置づけを改めて検証することにもつながったのではないかと考えられる。

このような弱点は、しかしながら、本書の持つこれら3つの意義を反故にするものではない。本書は、ビジネスのグローバル化を考える上で、知的所有権の保護と利用のバランスをどのように考えるべきか、という極めて重要な問題に取り組んでいる。国際的なビジネスにおいて、誰がどのような意図、目的、そしてビジョンや原理原則を

もって、「見えざる手」や「見える手」の構築に関わっているかについて考えるうえで格好のケースを提供するものである。そのうえで、利得がどのような社会的な文脈の中で構築され、さらには再構築されるかについて、構造と主体の関係を分析するなかで制度を相対化させ、各国ごとに異なる市場や、それらを結ぶ国際ルールについて考えることを促す。

これらの点を想起すると、本書がこのたび、グローバル経済のなかで急速に存在感を増す中国において翻訳されて刊行されたことは興味深い。オリンピックに代表される国際的なスポーツの場でも国際ビジネスでも、律義にルールを守りながら競争力をつけてきたら突然、国際ルールが変わって困惑する。市場を所与とし、国際ビジネスのルールを天（お上）から与えられるものとするところから始め、企業の政策立案過程への関与を体系的に分析することの少ない本邦の国際ビジネスの研究と教育に、本書の投げかける示唆は極めて多いのではなかろうか。

注

- 1 セルによれば、1986年当初のIPCのメンバーは以下の各社のCEOによって構成されていたという。プリストルマイヤーズ、CBS、デュボン、GE、GM、HP、IBM、ジョンソン&ジョンソン、メルク、モンサント、ファイザー。(Sell, 2003, p. 2.)
- 2 例えば、Ball *et al.* (2005); Daniels *et al.* (2007); Hill (2006)などを参照。
- 3 Sell (2003), pp. 8-10.
- 4 例えばCox (1981)を参照。
- 5 例えばHaas (1990)を参照。

参考文献

- 青木昌彦 (2003), 『比較制度分析に向けて』NTT出版。
- 小寺彰 (2003), 『転換期のWTO——非貿易的関心事項の分析』東洋経済新報社。
- 小宮隆太郎編 (1990), 『世界貿易体制——ウルグアイ・ラウンドと通商政策』東洋経済新報社。
- 佐々波楊子・中北徹 (1997), 『WTOで何が変わったか』日本評論社。
- ジョンソン, チャーマーズ著, 矢野俊比古監訳 (1982), 『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ。
- ストレンジ, スーザン著, 櫻井公人訳 (1998) 『国家の退場』岩波書店。
- ドーア, ロナルド著, 藤井真人訳 (2001), 『日本型資本主

- 義と市場主義の衝突——日・独対アングロサクソン』東洋経済新報社。
- フリードマン, トマス著, 伏見威蕃訳 (2006), 『フラット化する世界』上下, 日本経済新聞社。
- マクミラン, ジョン著, 瀧澤弘和・木村友二訳 (2007), 『市場を創る』NTT出版。
- Ball, Donald *et al.* (2005), *International Business*, New York: McGraw Hill.
- Cox, Robert W. (1981), "Social Forces, States and World Orders: Beyond International Relations Theory," *Millennium*, Vol. 10, No. 2.
- Daniels, John *et al.* (2007), *International Business*, Upper Saddle River: Prentice Hall.
- Greif, Avner (2006), *Institutions and the Path to the Modern Economy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Haas, Ernst (1990), *When Knowledge is Power*, Berkeley: University of California Press.
- Hall, Peter A. and David W. Soskice (2001), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford: Oxford University Press.
- Hill, Charles (2006), *International Business*, New York: McGraw Hill.
- Hoekman, Bernard and Michel Kostecky (2000), *The Political Economy of the World Trading System*, Oxford: Oxford University Press.
- Krueger, Anne and Aturupane, Chonira, eds. (1998), *WTO as an International Organization*, Chicago: Chicago University Press.
- North, Douglass (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Preeg, Ernest (1995), *Traders in a Brave New World*, Chicago: Chicago University Press.
- Sell, Susan (2003), *Private Power, Public Law*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Wade, Robert (1990), *Governing the Market*, Princeton: Princeton University Press.